

第2期 大村市地域福祉計画の策定に向けて

第1回大村市地域福祉計画推進委員会



とき 令和2年2月5日(水) 19:00～

場所 市役所第2応接室

目 次

1 地域福祉計画について

- (1) 地域福祉計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- (3) 地域福祉計画の法的位置づけ・・・・・・・・・・ 3
- (4) 全国・長崎県内の地域福祉計画策定状況・・ 4

2 第1期地域福祉計画の評価

- (1) 第1期地域福祉計画の評価について・・・・・・・・ 5

3 国が目指すビジョン

- (1) 国の取り組み状況等・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- (2) 社会福祉法の改正（平成30年4月）・・・・・・・・ 7
- (3) 改正の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- (4) 地域共生社会とは・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

4 第2期計画策定について

- (1) データで見る地域の状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- (2) 第2期地域福祉計画策定について・・・・・・・・ 17
- (3) 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- (4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画・・・・・・・・ 18
- (5) 計画期間及び進捗管理・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (6) 計画策定の過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- (7) 計画策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- (8) 計画策定スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

5 諮問（案）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

6 市民アンケートの実施について・・・・・・・・ 23

7 資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

I 地域福祉計画について

(I) 地域福祉計画とは

地域福祉とは、高齢者、障がい者、子どもなどの対象者ごとの福祉サービスだけではなく、**地域社会全体の生活課題を発見し、解決していこう**とするものです。

支援を必要としている人やその家族が地域社会の中でいきいきとした生活を送るには、公的サービスのみではなく地域とのふれあいや交流、助け合い、健康づくりといった**支え合いを住民全てで行っていく必要**があります。

地域での支え合いを**住民と行政が協働**しながら、どのように進めていくか定めたものが地域福祉計画です。

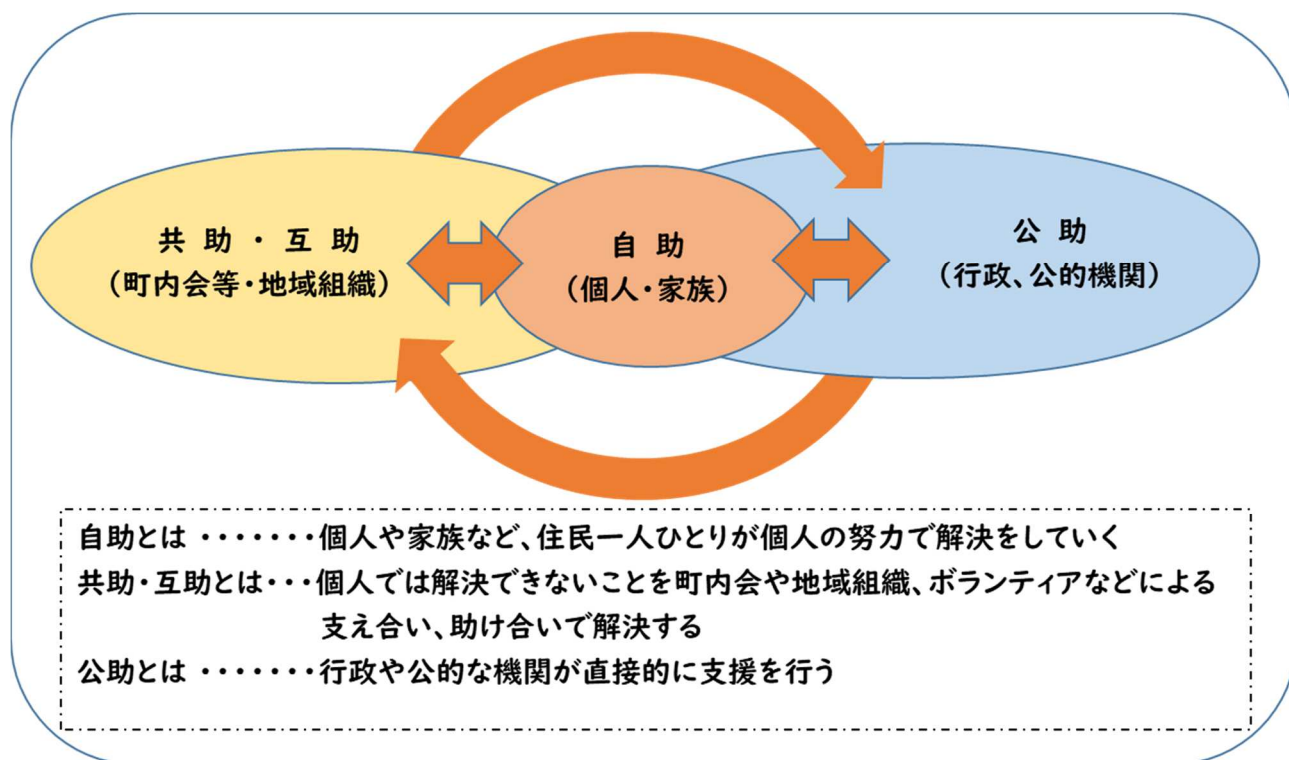


図 1-1 地域福祉のイメージ



(2) 計画策定の背景

これまで行政は、「高齢者」「障がい者」「児童」などの分野ごとに、専門の行政計画を策定しそれぞれの福祉施策の充実を図ってきました。しかし、地域生活課題は幅広く、個別の福祉施策では対応できない、いわゆる“**制度の狭間**”が存在しています。

全国的にも少子高齢化、核家族化、ひとり親家庭の増加、地域の人間関係の希薄化などが進んだ結果、家族や地域における相互の助け合いの意識が弱まり、孤独死、幼児や障がい者への虐待、8050問題などが社会問題となり、行政の力だけでは対応できなくなってきました。

そうしたことを背景に、大村市では、“向こう三軒両どなり みんなつながり支え合い いきいき安心おおむらづくり”を基本理念とした「おおむら支え合いプラン＝大村市地域福祉計画／大村市地域福祉活動計画（平成23年度～令和2年度）」を平成23年3月に策定し、平成30年3月に中間見直しを行いました。基本理念に基づき地域福祉を推進するため、3つの基本目標とそれを達成するために必要な12の基本施策を定めています。（図1-2）

このおおむら支え合いプランは、令和2年度に計画期間が満了するため、第2期計画の策定を行う必要があります。

第1期計画の評価と大村市の地域福祉を取り巻く現状と課題の整理を行い、地域の中で多様に広がっているニーズをとらえなおし、**第1期計画の基本的な方向性を継承**しつつ、第2期計画策定を進めます。

基本理念 向こう三軒両どなり みんなつながり 支え合い 安心おおむらづくり	基本目標と基本施策
	基本目標Ⅰ 人と人のふれあいを大切にする 心をはぐくもう
	基本施策1 ～住民一人一人に福祉意識を広げる環境づくり～
	基本施策2 ～地域福祉を担う人材の育成～
	基本施策3 ～コミュニティ活動の充実～
	基本目標Ⅱ 一人一人の困りごとを きちんと解決につなげよう
	基本施策1 ～福祉サービスの情報提供・相談体制の充実～
	基本施策2 ～福祉サービスの適切な利用の確保～
	基本施策3 ～生活困窮者自立支援制度の推進～ ※H30.3追加
	基本目標Ⅲ 安心安全で いきいきとした 暮らしをつくろう
	基本施策1 ～地域による防犯、防災対策づくり～
	基本施策2 ～地域における健康づくり～
	基本施策3 ～見守りの仕組みづくり～
	基本施策4 ～社会参加と生きがいの推進～
	基本施策5 ～子どもをすこやかに育てる地域づくり～
	基本施策6 ～地域包括ケアシステムの推進～ ※H30.3追加

図1-2 おおむら支え合いプランの基本理念等

(3) 地域福祉計画の法的位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」として位置づけられます。

【社会福祉法 抜粋】

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

(4) 全国・長崎県内の地域福祉計画策定状況

平成30年4月1日における全国の市町村地域福祉計画の策定状況は、策定済み75.6%、策定予定8.3%、策定未定16.1%となっています。

長崎県内の21市町(13市8町)では、策定済み15市町(13市2町)、策定予定1町、策定未定5町となっています。また、策定済み15市町のうち大村市を除く14市町では改定実施済みとなっています。

全国の市町村地域福祉計画策定状況(平成30年4月1日時点)

	策定済み	策定予定	策定未定	計
市区	740	27	47	814
814	90.9%	3.3%	5.8%	100.0%
町村	576	118	233	927
927	62.1%	12.7%	25.1%	100.0%
計	1,316	145	280	1,741
1,741	75.6%	8.3%	16.1%	100.0%

長崎県内の市町村地域福祉計画策定状況(平成30年4月1日時点)

	市	町
策定済み	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、 大村市、平戸市、松浦市、対馬市、 壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、 南島原市 13市	長与町、新上五島町 2町
策定予定	－	佐々町 1町
策定未定	－	時津町、東彼杵町、川棚町、波佐見町、 小値賀町 5町

2 第Ⅰ期地域福祉計画の評価

(Ⅰ) 第Ⅰ期地域福祉計画の評価について

第2期大村市地域福祉計画を策定するにあたり、第1期計画の平成23年～平成30年度までを評価対象期間として評価しました。

評価は庁内ワーキンググループを中心に評価作業を行い、事務局（福祉総務課）が調整作業を行い、取りまとめたものです。

詳細は、別冊の「大村市支え合いプラン ―大村市地域福祉計画・大村市地域福祉活動計画― 施策評価表（平成23年度～平成30年度）」に記載のとおりで、評価方法は次のとおりです。

①施策の評価

各取組みの進捗状況及び評価を参考に、全体として目標と施策を踏まえた効果について、総合評価を実施し、課題の抽出と今後の方向性を示しています。

②取組みの評価

各取組みについて、進捗状況を確認し、効果的な取組みとなっていたかを評価し、今後の方向性を示しています。

3 国が目指すビジョン

(1) 国の取り組み状況等

年 月	概 要
平成12年4月	社会福祉事業法等改正 ⇒ 「社会福祉法」に改称 ・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記 ・地域福祉計画を位置づけ
平成25年6月	災害対策基本法改正 ・避難行動要支援者名簿の作成の義務
平成27年4月	生活困窮者自立支援法施行 ・社会福祉法に規定される行政計画である「市町村地域福祉計画(第107条)」に位置づける(盛り込む)ことについて通知(技術的助言)
平成28年4月	成年後見制度の利用に関する法律公布、改正自殺対策基本法施行
平成28年6月	「ニッポン一億総活躍プラン」において、 地域共生社会の実現 が盛り込まれる
平成28年7月	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
平成28年10月	地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会(地域力強化検討会)の開催
平成28年12月	再犯の防止等の推進に関する法律施行 ・市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定める努力義務
平成30年4月	改正社会福祉法 ・ 「地域共生社会」の実現に向けて 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定 ・この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定 ・地域福祉計画の充実(策定の努力義務、福祉分野の上位計画として位置づけ)

（２）社会福祉法の改正（平成３０年４月）

高齢化や単身世帯の増加、社会的孤立などの影響により、人々が暮らしていく上での課題は、様々な分野の課題が絡み合っ**て「複雑化」「複合化」**しています。

このような人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに作っていくことができる**「地域共生社会」の実現**に向けた体制整備などを行うため、社会福祉法が改正されました。

（３）改正の概要

市町村地域福祉計画に記載すべき事項が２項目追加されました。

◆地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 ⇒ **他の福祉分野計画の上位計画として位置づけられました。**

◆包括的な支援体制の整備に関する事項 ⇒ **地域住民等・支援関係機関による地域生活課題の解決を包括的に支援する体制を整備するよう努めることとされました。**

また、策定した計画を定期的に「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、**P D C Aサイクルを踏まえた進行管理の必要性**が示されました。

（４）地域共生社会とは

平成 28 年 6 月に閣議決定されたニッポン一億総活躍プランでは、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現が求められています。

地域共生社会を実現していくためには、地域の様々な課題を直視しつつ、地域住民の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことが求められています。

国が示した地域共生社会の実現に向けた改革工程概要は、図 3-1 のとおりです。

地域福祉計画は、これまでの地域福祉や地域福祉計画に関わる取組等をもとにしながら、地域共生社会を実現するための計画として策定・改定する必要がある、より具体的かつ包括的に地域福祉を推進していくことが重要です。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごととのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

- ◆更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

図 3-1 厚生労働省 改革工程概要

4 第2期計画策定について

(1) データで見る地域の状況

第2期計画策定にあたり人口などの状況を確認し、大村市の地域福祉を取り巻く状況の整理を行います。

①全国の人口推移

☑全国的に人口減少社会へ突入

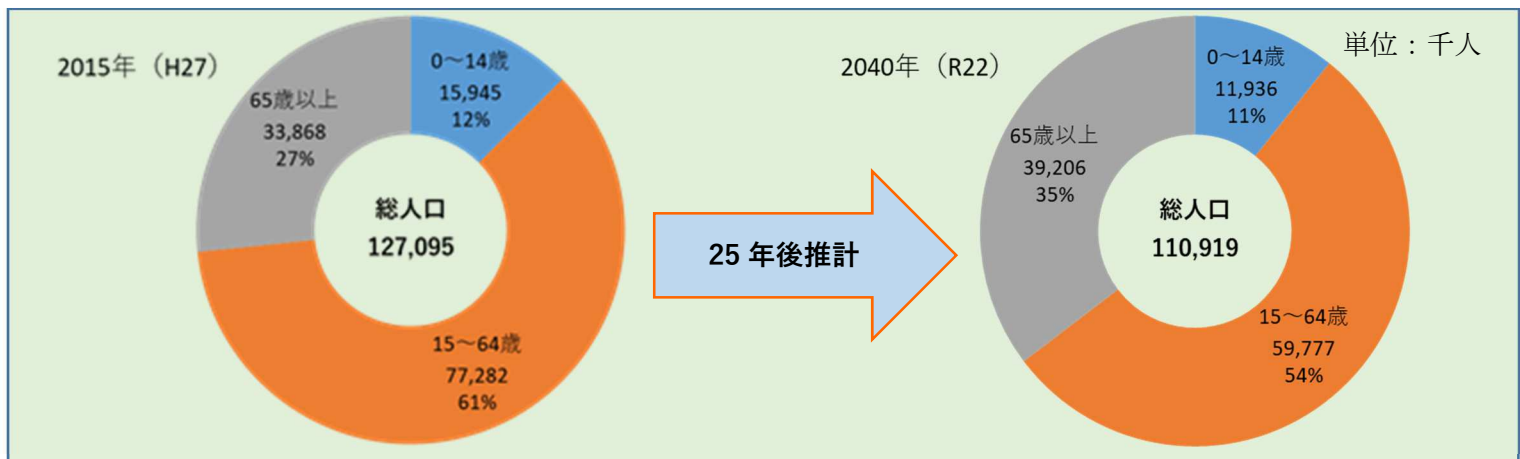


図 4-1 全国の人口推移・推計値（社人研推計より）

②長崎県の人口推移

☑全国よりも早く人口減少社会へ

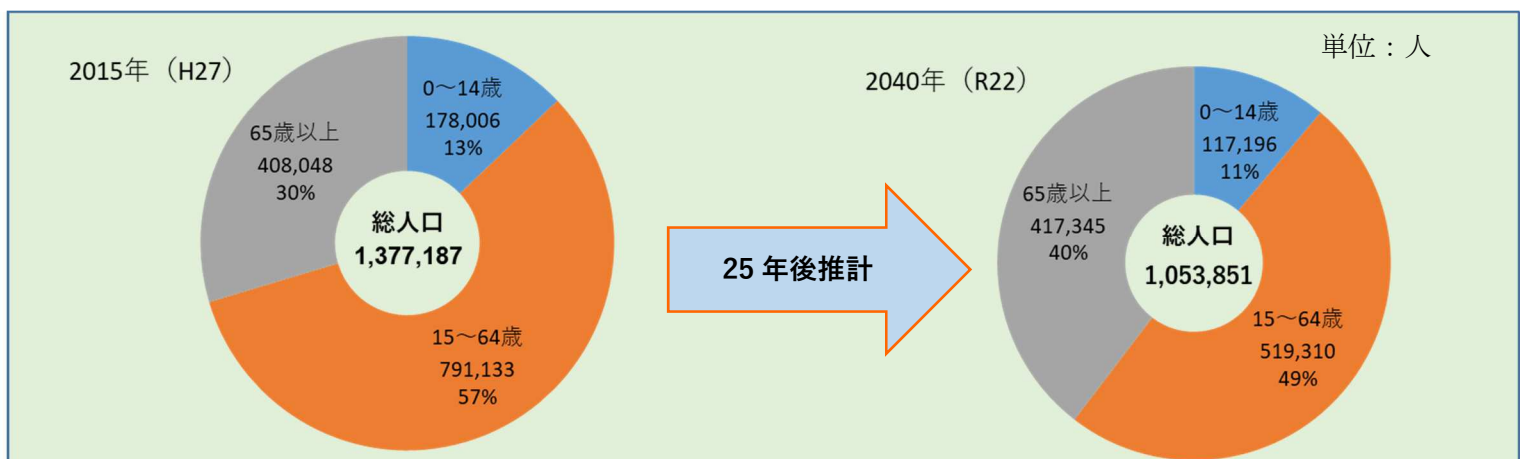


図 4-2 長崎県の人口推移・推計値（社人研推計より）

③大村市の人口・世帯の状況

高齢者の増加とともに、人口は増加を続けている。世帯の人員は減少が続いている。

(単位:人)

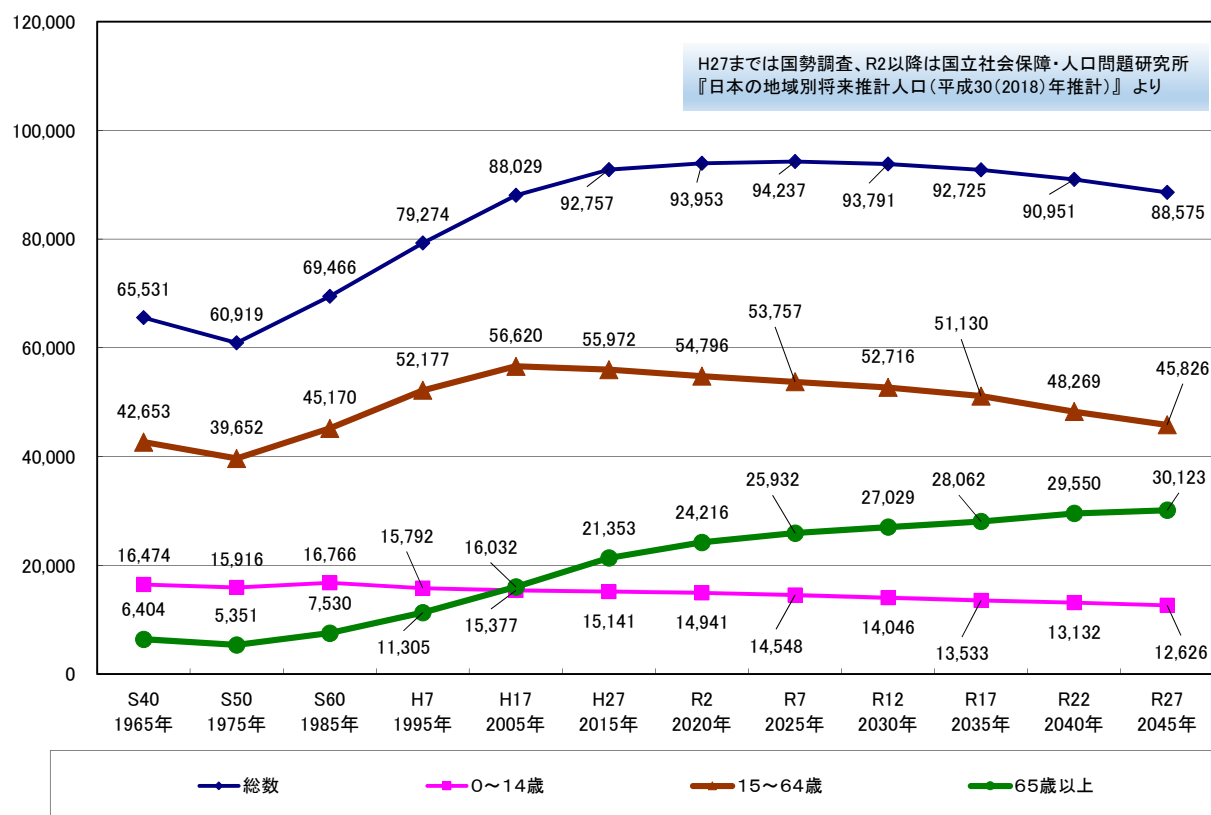


図 4-3 人口(年齢区分ごと)の推移・推計(社人研推計より)

(単位:人)

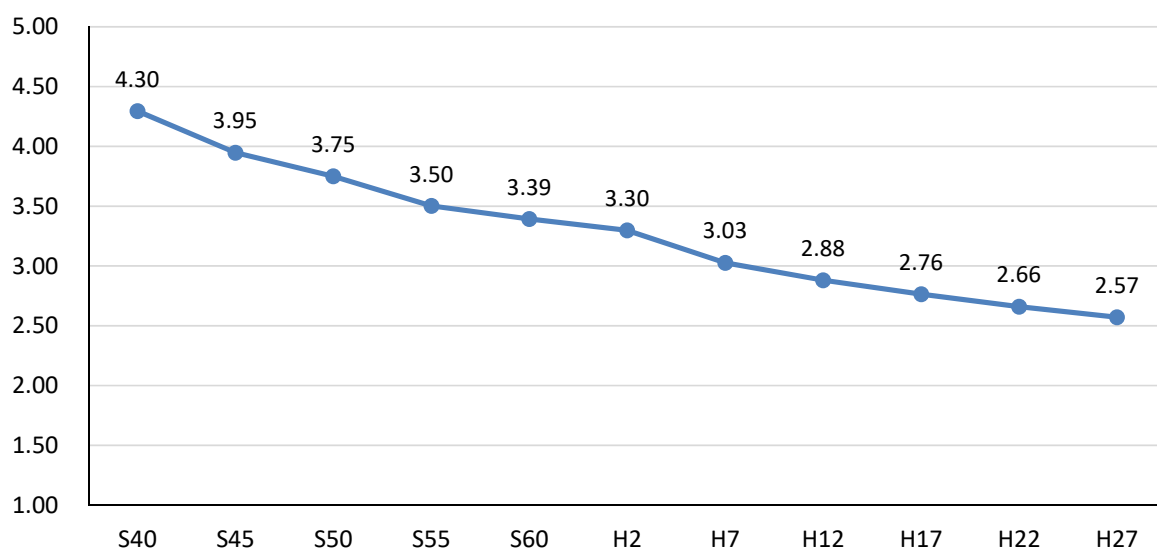
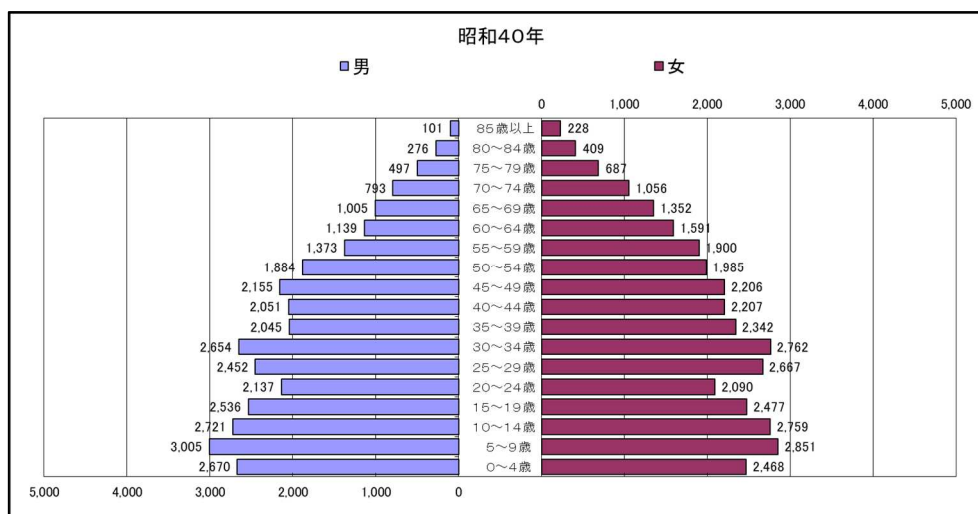


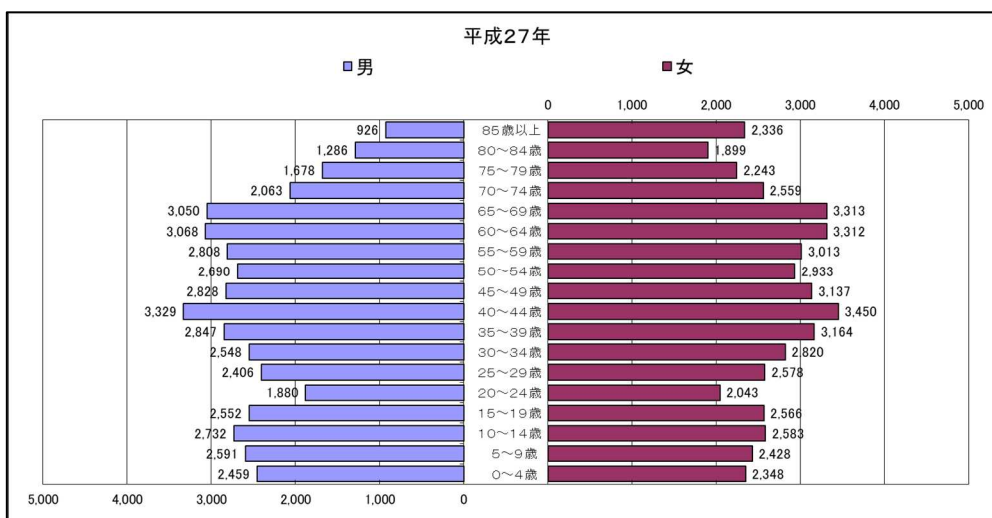
図 4-4 一世帯あたり世帯人員の推移(国勢調査より)

④性別・年齢別人口構成（人口ピラミッド）の状況

☑確実に到来する少子高齢化社会



55年後



25年後推計

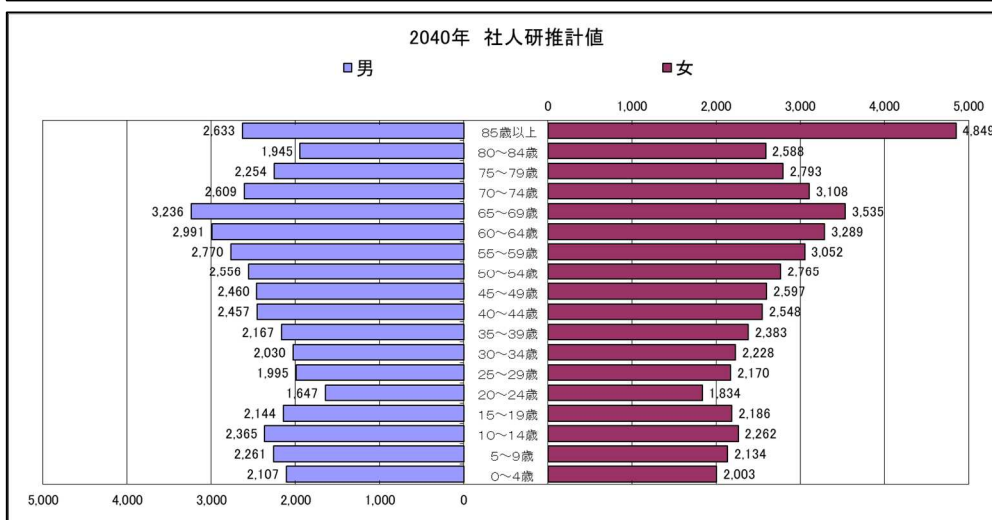


図 4-5 性別・年齢別人口構成（国勢調査、社人研推計より）

⑤配偶者関係の状況

☑既婚者の比率が減少傾向

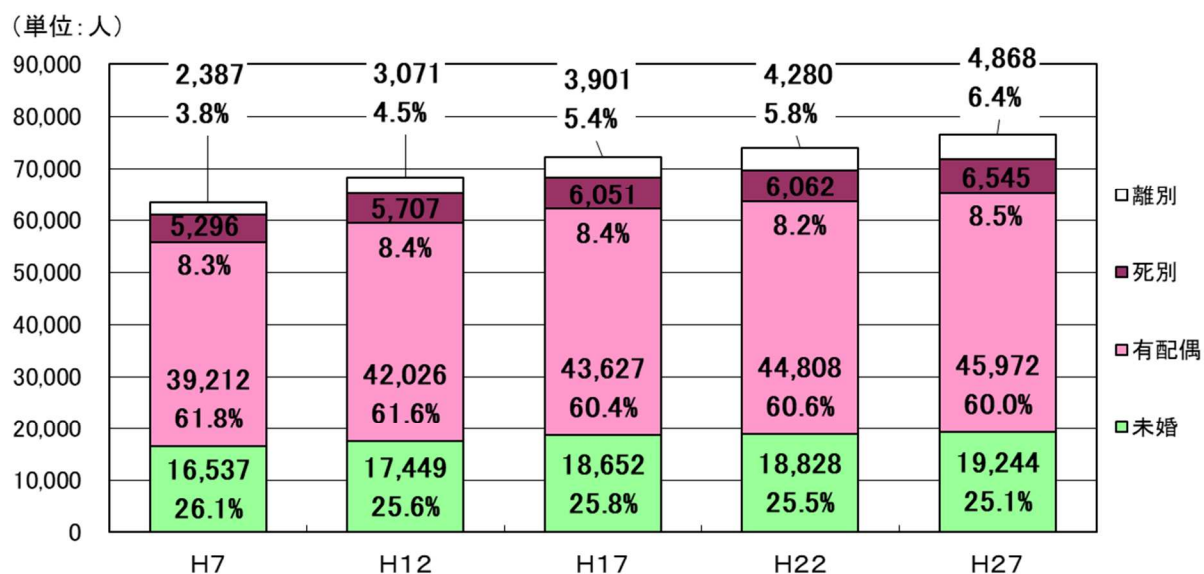


図 4-6 配偶者関係の推移 (国勢調査より)

⑥ひとり親家庭の状況

☑ひとり親家庭の割合は県より高く、増加傾向

(単位: 世帯)

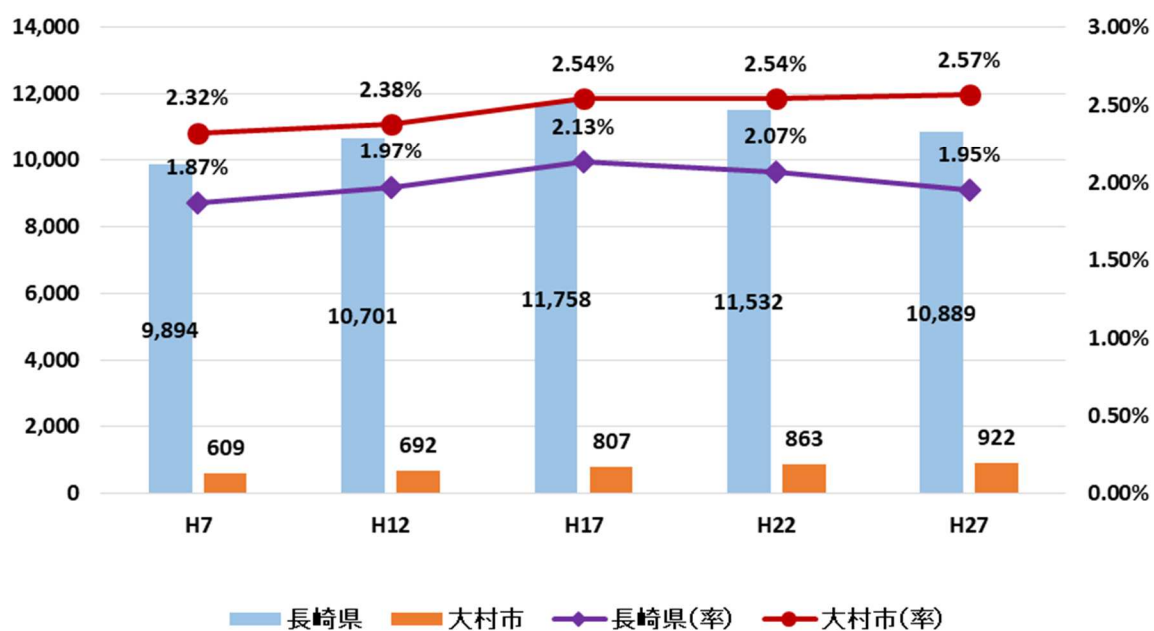


図 4-7 ひとり親家庭世帯数、世帯比率 (国勢調査より)

⑦要介護認定者の状況

☑介護を受ける人は増加を続けている

(単位:人)

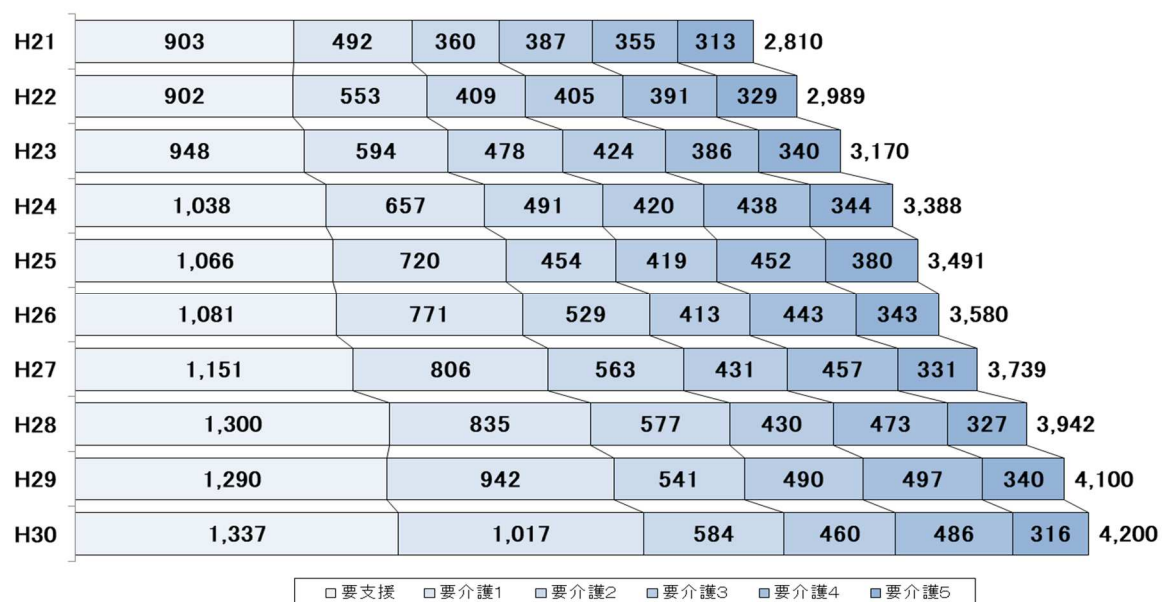


図 4-8 要介護認定の状況（長寿介護課より）

⑧障がい者の状況

☑障がい者数は変動があるものの、増加傾向

(単位:人)

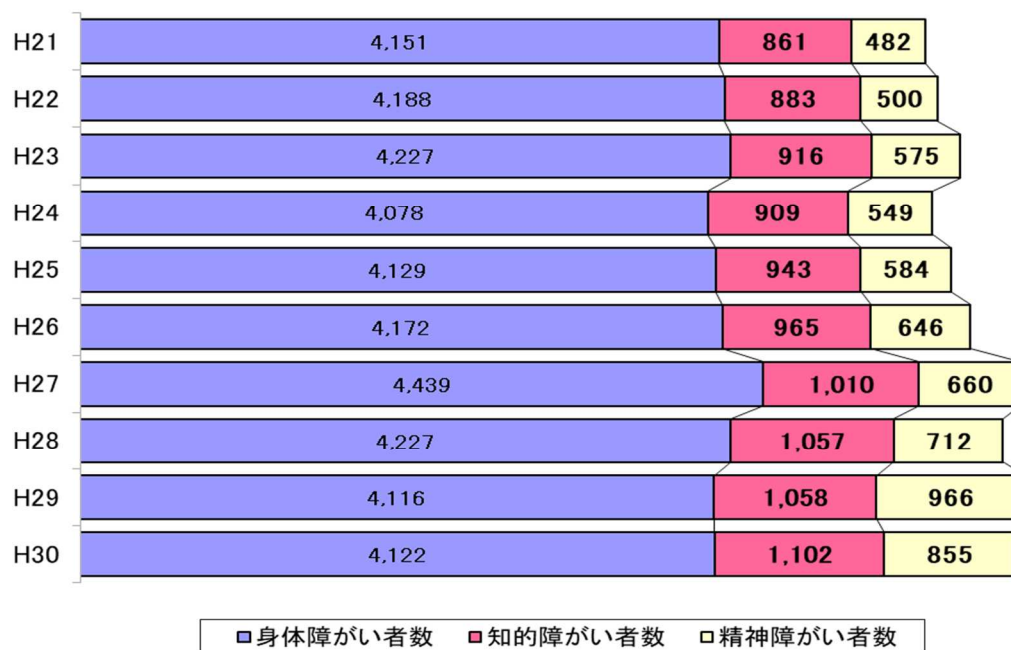


図 4-9 障がい者数の状況（障がい福祉課より）

⑨生活保護の状況

☑生活保護者は減少に転じた

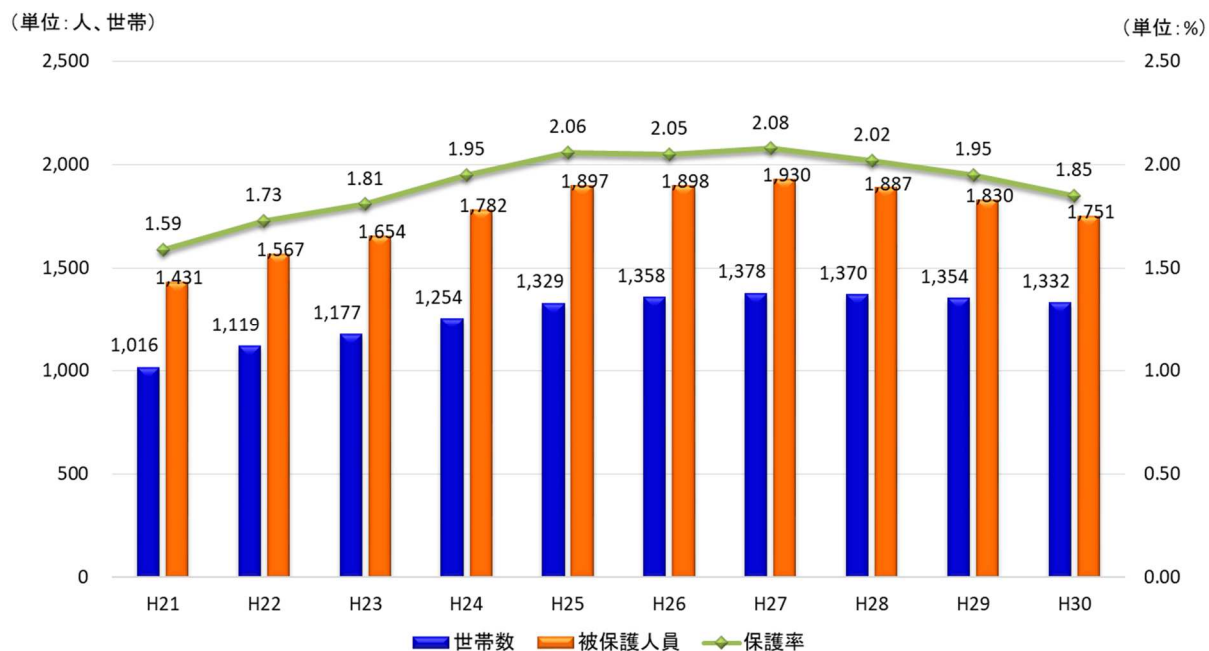


図 4-10 生活保護世帯の状況 (保護課より)

⑩子どもの生活困窮

☑生活困窮世帯は 15.6%

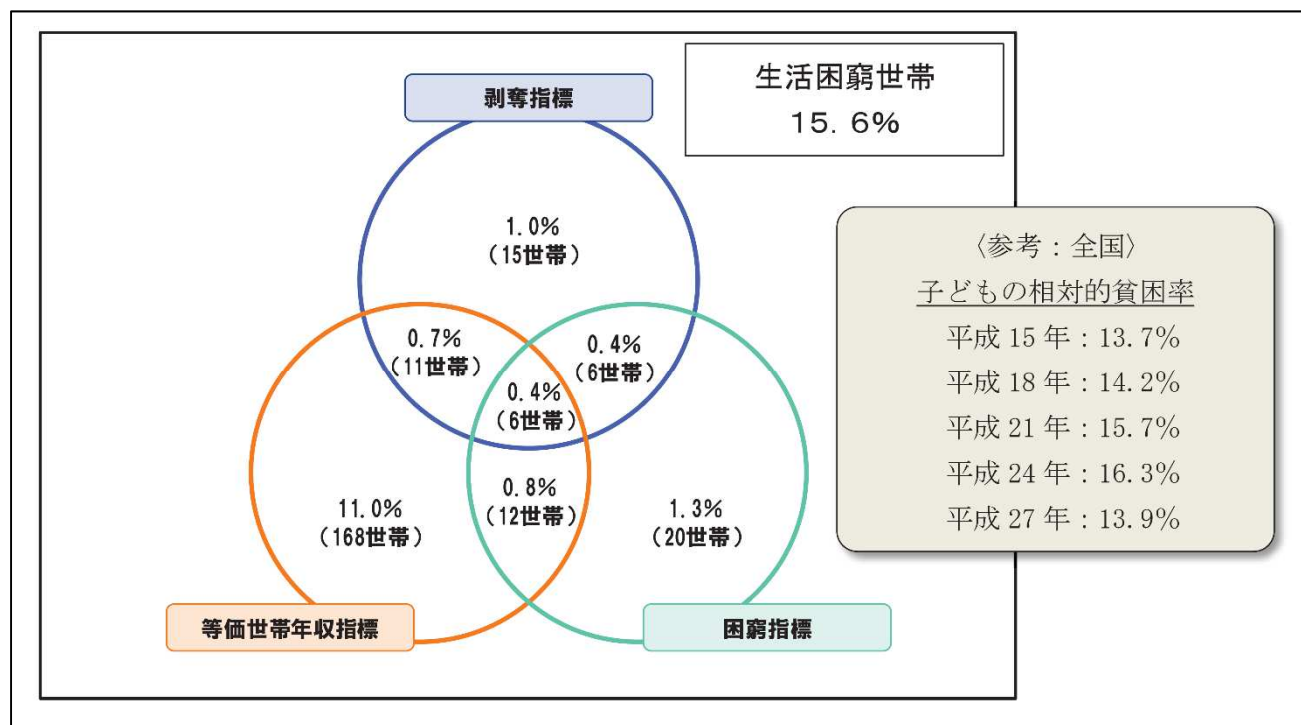


図 4-11 子どもの生活困窮の状況 (大村市子どもの生活実態調査*1 (H29.10) より抜粋)

*1 子育て世帯の生活状況や子育ての困りごと等の実態を把握することを目的に、市内の小学 5 年生及び中学 2 年生の児童・生徒 1,957 人とその保護者 1,957 人を対象として平成 29 年 10 月に実施。

⑪地域活動組織の状況

町内会等の加入率は減少傾向

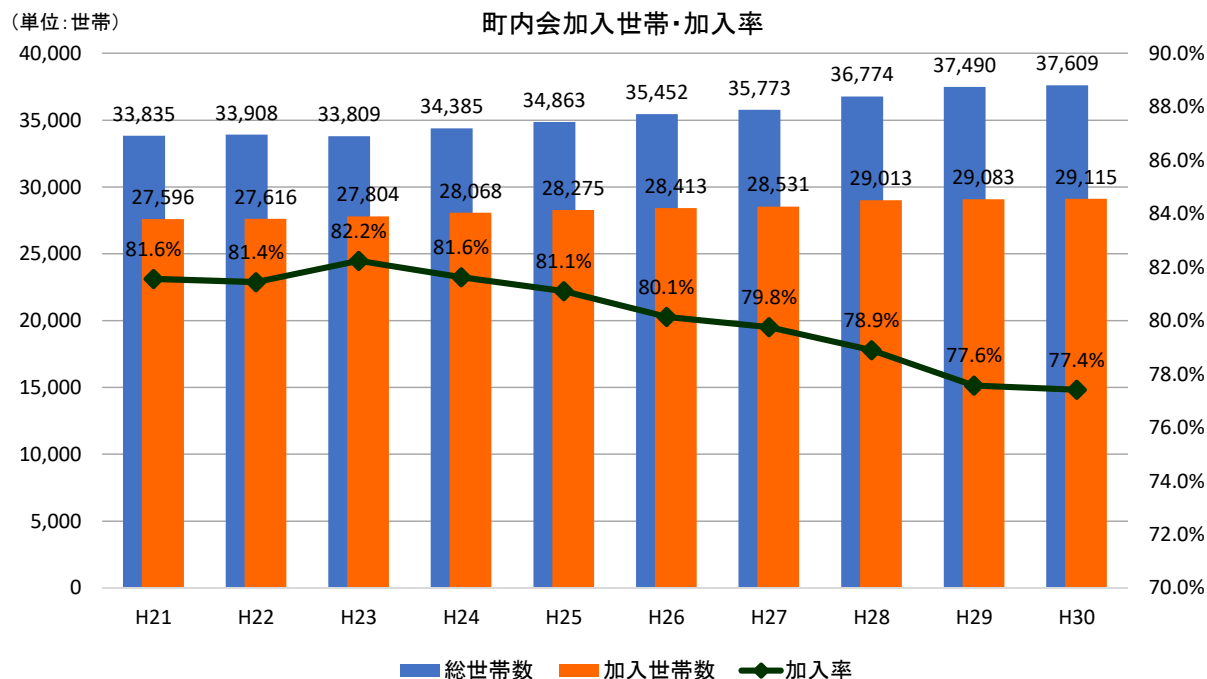


図 4-12 町内会加入の状況（地域げんき課より）

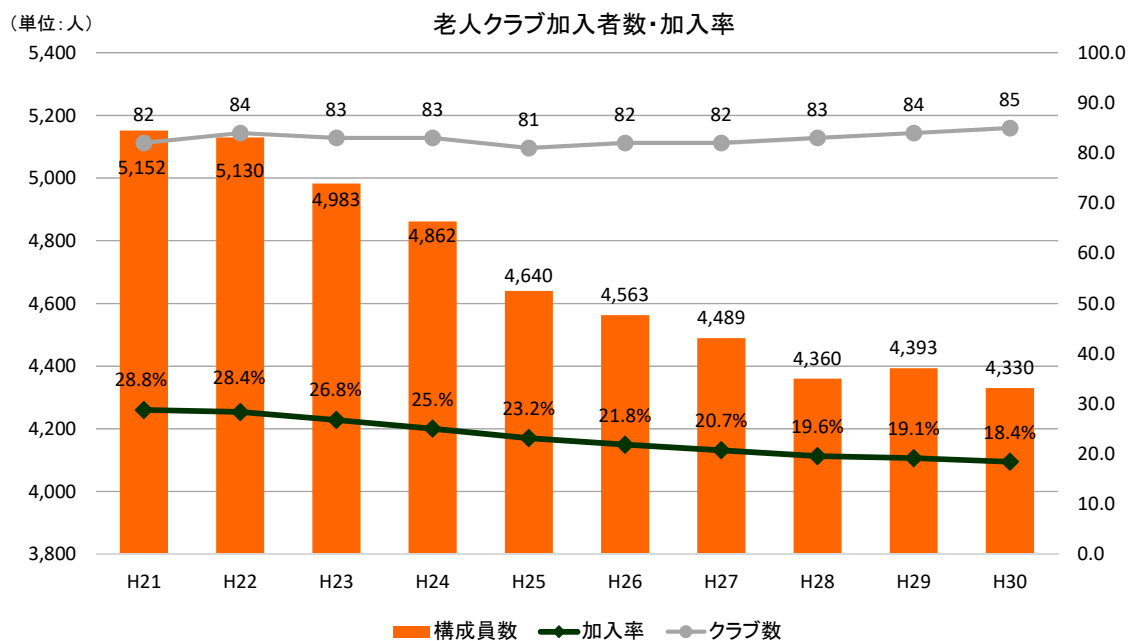


図 4-13 老人クラブ加入の状況（長寿介護課より）

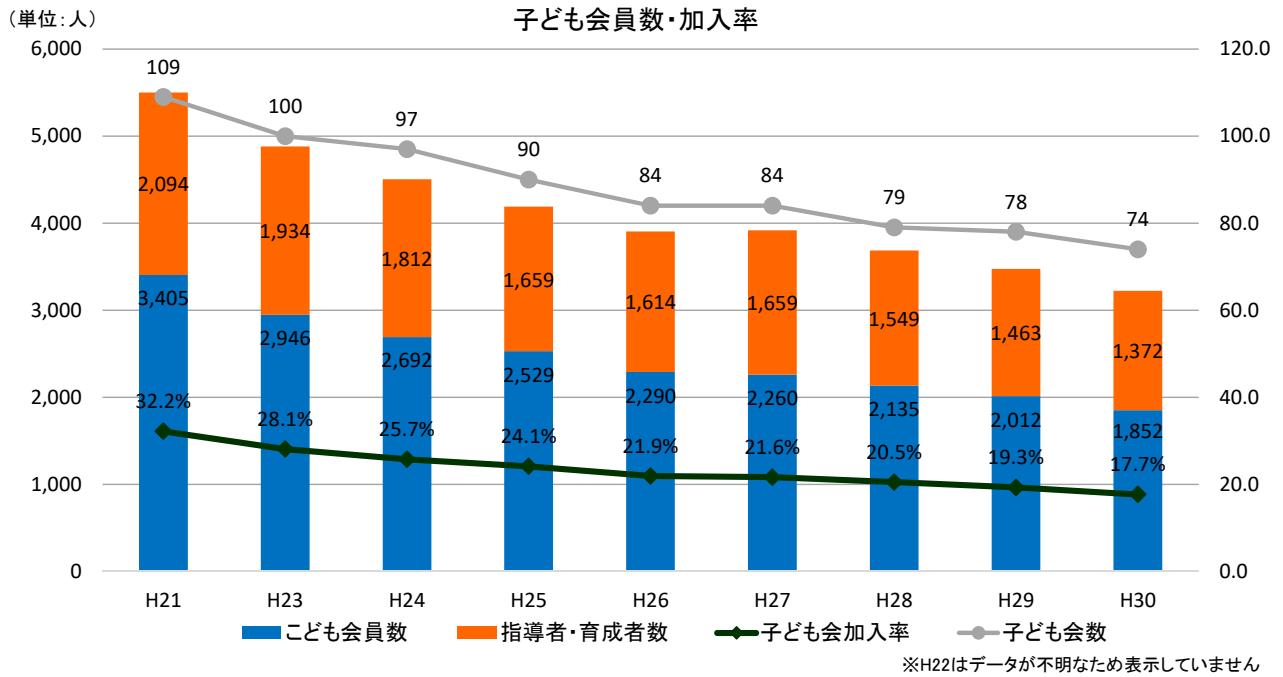


図 4-14 子ども会加入の状況（社会教育課より）

⑫ボランティア登録の状況

☑ボランティア数は横ばいで推移

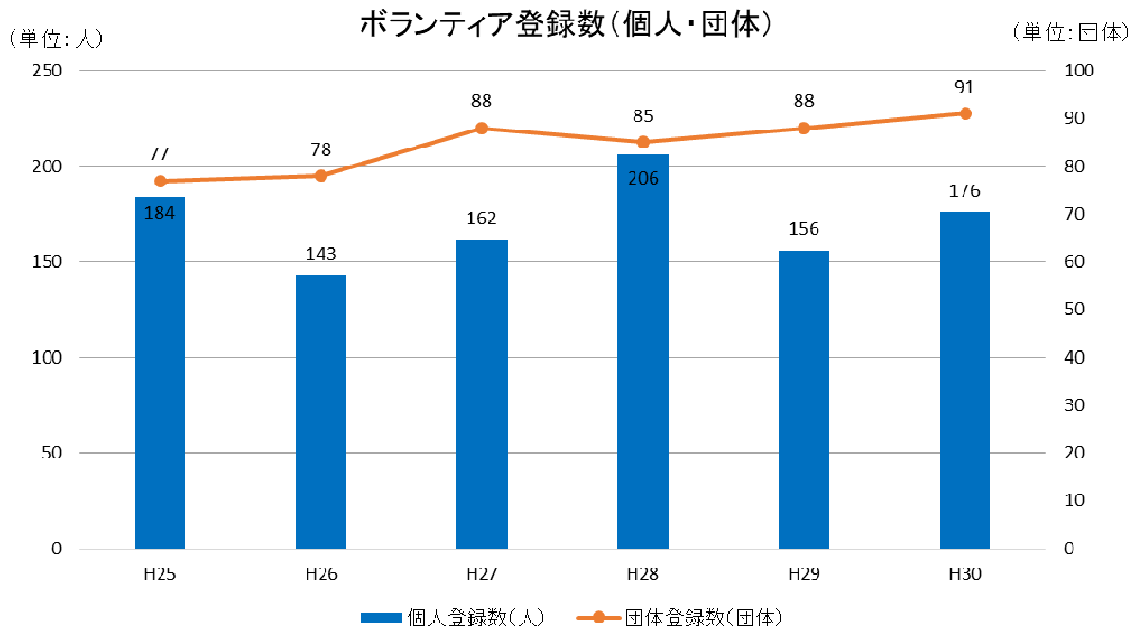


図 4-15 ボランティア登録数（社会福祉協議会より）

（２）第２期地域福祉計画策定について

少子高齢・人口減少社会という我が国が抱えている危機を乗り越える方策として、国は「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」でガイドラインを示しました。

これまでの地域福祉計画をさらに展開させた「総合化」と地域住民の「参加」をさらに進め、**地域共生社会**を目指すものです。

大村市においては、これまで人口増加を続けていますが、全国同様に少子高齢化は確実に進んでおり、将来的には人口減少は避けられない状況です。

第２期地域福祉計画を策定するにあたり、第１期計画評価を行いました。いずれの取組みも継続して行っていく必要があるため、第１期計画の方向性を引き継ぐとともに、国が示すガイドラインに基づき必要な事項を記載した計画を策定し、地域共生社会の実現を目指します。

＜＜ 地域福祉計画に盛り込むべき事項 ＞＞ 法第107条に基づく

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ・制度の狭間の課題への対応の在り方
 - ・共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開など
 - ・生活困窮者自立支援対策
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ・成年後見制度利用促進制度
 - ・避難行動要支援者対策など
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進など
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ・住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上など
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
 - ・住民に身近な「総合相談センター（窓口）」を中核とする多機関・職種協働等による展開など

(3) 計画の位置づけ

この計画は、社会福祉法第4条に規定する地域福祉を推進するため、同法第107条の規定に基づき策定する市地域福祉計画です。

また、この計画は、基本的・総合的な指針として基本構想を掲げた「大村市総合計画」を上位計画として位置づけ、本市の福祉分野の個別計画と整合性を図りながら福祉分野の上位計画として位置付けします。

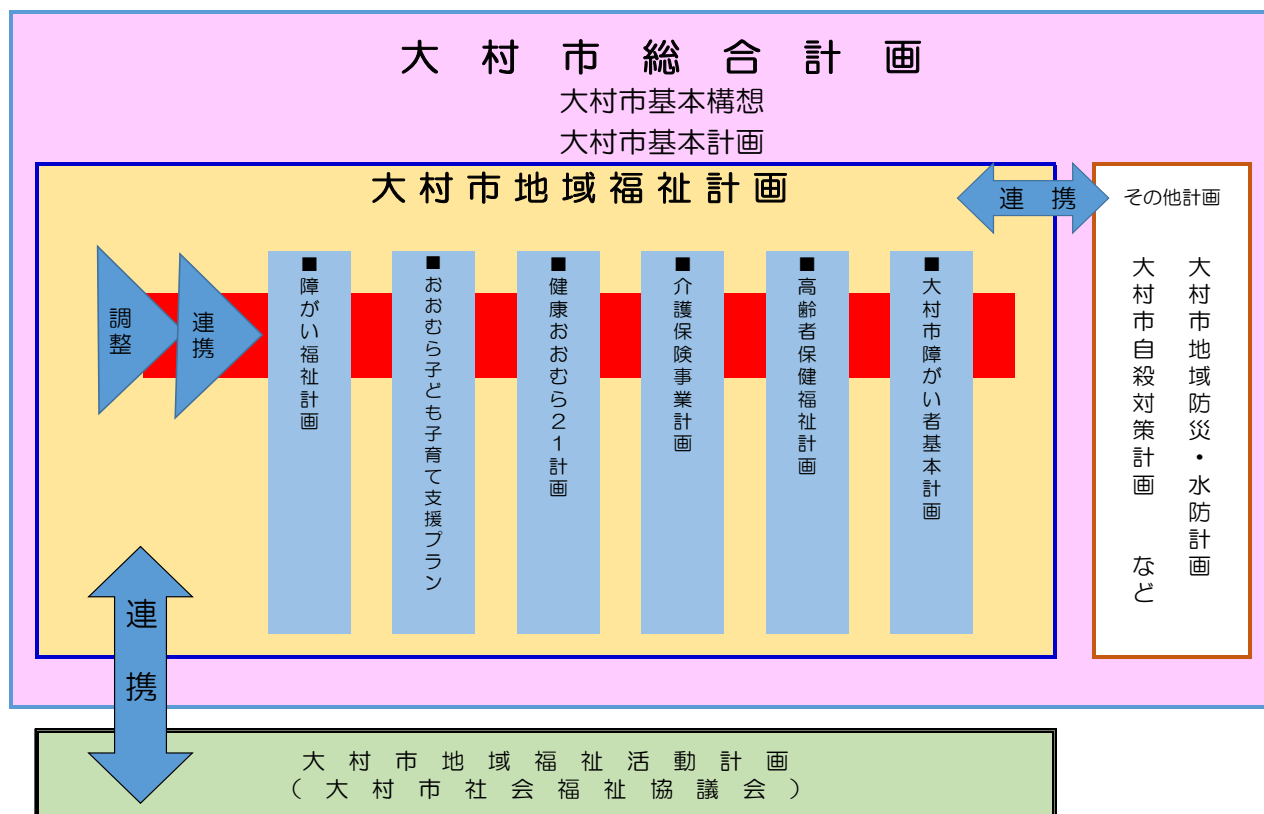


図 4-1 計画の位置づけ

(4) 地域福祉計画と地域福祉活動計画

地域福祉活動計画とは、社会福協議会（以下「社協」という。）が呼び掛けて、住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画と地域福祉活動計画には、行政計画と民間活動計画という違いがありますが、公民協働による地域福祉の推進が共通の課題となっているため、第1期計画においては市と社協の協働により二つの計画を一体的に策定しています。

第2期計画においても、社協と協働による地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定を行います。

（５）計画期間及び進捗管理

第２期地域福祉の計画期間は**令和３年度から令和１２年度の１０年間**とし、社会情勢等の変化に対応するため５年を目途に見直しを行います。

また、計画の定期的な評価を実施し、ＰＤＣＡサイクルを踏まえた進捗管理を実施します。

（６）計画策定の過程

① 市民等との協働（市民の意見の反映）

計画の策定にあたっては、次の事項を実施します。

- ・大村市地域福祉計画推進委員の市民公募
- ・関係機関等（幼保小連携協議会など）との懇談会
- ・地区社会福祉協議会との懇談会
- ・６地区（中学校区）でのワークショップの実施
- ・市民アンケート
- ・パブリックコメント

② 大村市社会福祉協議会との協働

市町村の社協は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられています。市と社協の連携を強化するべく、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定することとしているため、ワークショップや懇談会等を共同で実施するなど、市と一体となって地域福祉計画を策定します。

(7) 計画策定体制

① 大村市地域福祉計画推進委員会

計画について協議を行い、計画について必要な提言を行います。

②大村市地域福祉計画庁内検討委員会

計画案を策定、大村市地域福祉計画推進委員会から必要な提言を受け、パブリックコメントを経て、市長へ最終案の報告を行います。

また、庁内検討委員会内には、下部組織として専門部会（課長級：市の上位計画や各個別計画との調整）を置き、更に庁内検討委員会内の下部組織としてワーキンググループ（計画関係課主任級：計画に必要な調査研究、資料作成を行う役目）を置きます。

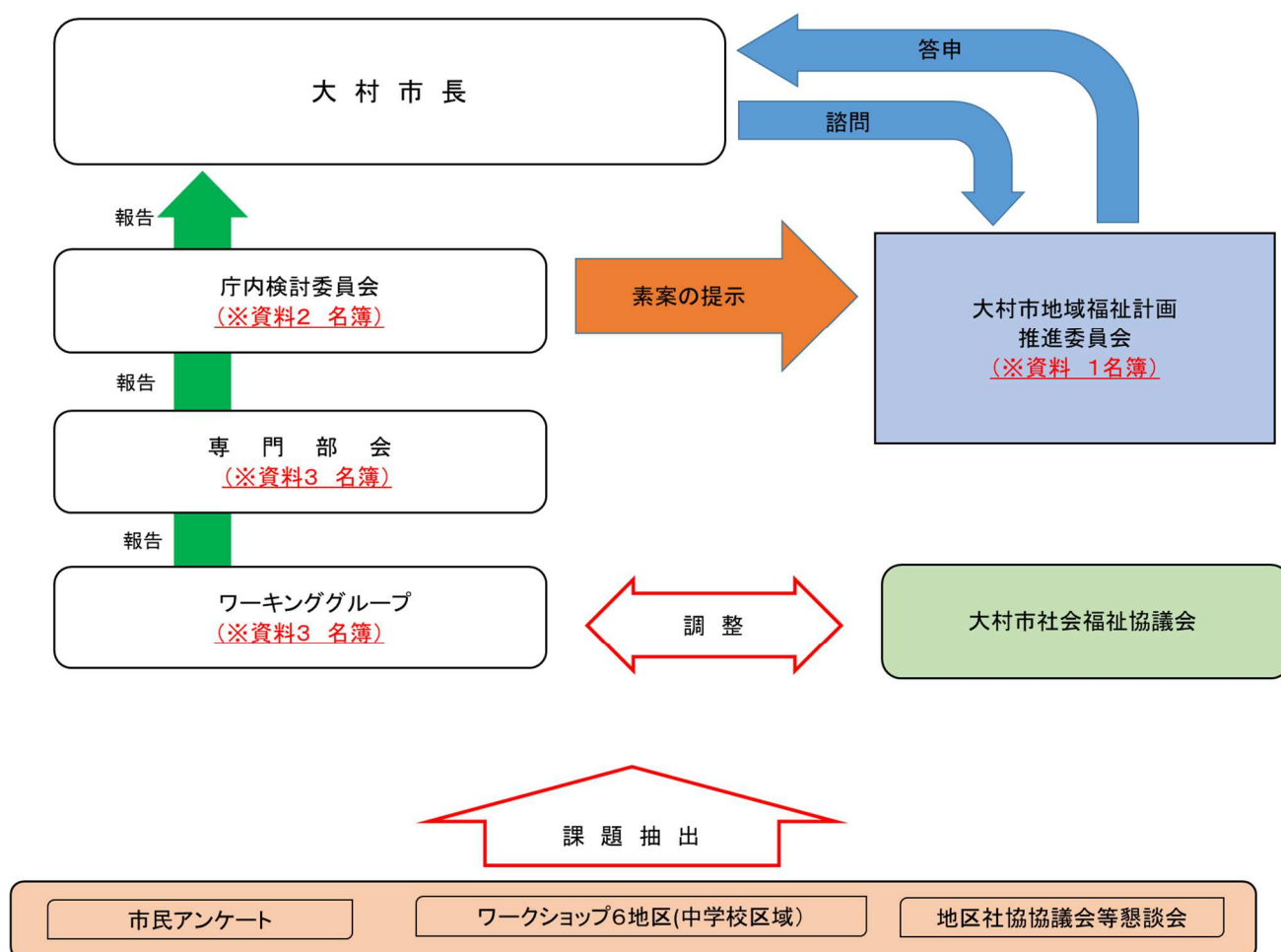


図 4-2 計画策定体制図

(8) 計画策定スケジュール

□ 令和元年度 策定スケジュール

	4～6月	令和元年度		
		7～9月	10～12月	1～3月
◇ ワークショップ				◆◆◆◆◆ (6回実施)
◇ アンケート				◆◆◆◆◆ (実施)
◇ 地区協議会懇談会				◆◆◆◆◆ (実施)
◇ 地域福祉計画推進委員会				★ (第1回開催)
◇ 庁内検討会			★ ★	(第1回、第2回開催)
◇ 専門部会			★ (第1回開催)	
◇ ワーキンググループ		★ ★ (2回開催)	◆◆◆◆◆	(複数回開催)
◇ 議会報告(全協)				
◇ パブリックコメント				

□ 令和2年度 策定スケジュール

	4～6月	令和2年度		
		7～9月	10～12月	1～3月
◇ ワークショップ				
◇ アンケート				
◇ 地区協議会懇談会				
◇ 地域福祉計画推進委員会	★ (第2回開催)	★ (第3回開催)	★ (第4回開催)	★ (第5回開催)
◇ 庁内検討会	★ (第3回開催)	★ (第4回開催)	★ (第5回開催)	★ (第6回開催)
◇ 専門部会	★ (第2回開催)	★ (第3回開催)	★ (第4回開催)	★ (第5回開催)
◇ ワーキンググループ	◆◆◆◆◆ (複数回開催)	◆◆◆◆◆ (複数回開催)		
◇ 議会報告(全協)			★ (実施)	
◇ パブリックコメント				★ (実施)

※ 開催時期や開催回数は計画の進捗状況により、変更する場合があります。

5 諮問

(案)

大市福第 号
令和 年 月 日

大村市地域福祉計画推進委員会委員長 様

大村市長 園田 裕史

第 2 期大村市地域福祉計画の策定について（諮問）

大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱第 2 条の規定により、第 2 期大村市地域福祉計画の策定について貴委員会の意見を求めます。

6 市民アンケートの実施について

(1) 目的

前回計画策定時と現在の地域福祉に関する住民意識の変化を調査するとともに、現状の課題の抽出をするため、市民に対するアンケート調査を行い、次期計画に取り組むべき事項の整理を行います。

(2) 対象者数

調査時点において、市内在住 15 歳から 80 歳の者で、年齢、性別及び中学校区別に無作為に抽出した 3,000 人を対象とします。

(3) 配布及び回収

調査票の配布は郵送にて行います。

回収については、返送用封筒による郵送のほかに、市ホームページを利用したインターネット回答を受け付け、回収率の向上を図ります。

(4) 前回実施の状況について（参考）

対 象	平成 20 年 9 月時点で 13 歳～80 歳までの市民 2,000 人
回収率	33.2%

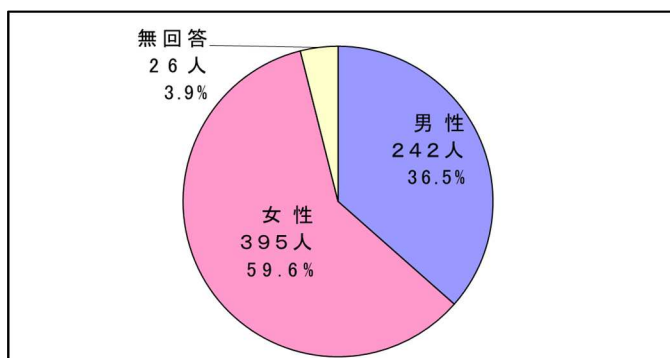


図 8-1 性別構成比（前回）

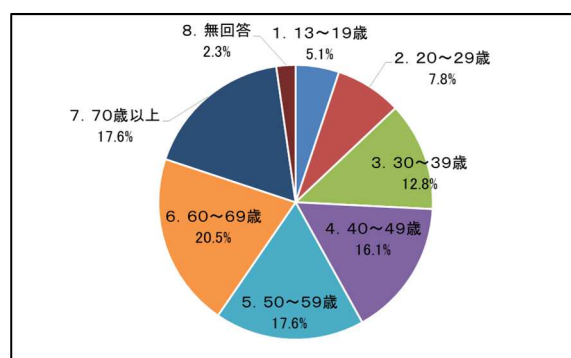


図 8-2 年代別構成比（前回）

(5) 市民アンケート（案）

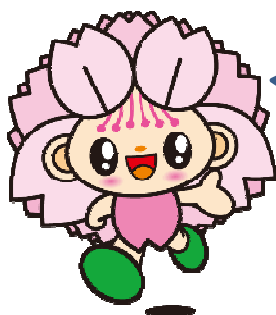
別紙のとおり

地域の支え合いに関する アンケート にご協力ください。



市民のみなさまには、日頃から地域福祉行政にご協力いただき、ありがとうございます。

このアンケートは、みなさまが日頃考え、感じておられる「暮らしのなかの課題」や「地域でのたすけ合いの意識」などをお聞きし、大村市の『新たな地域福祉計画*』の基礎とするために
行うものです。



**みなさまの意見が新しい計画になるよ！
ご協力をお願いします！**
(スマートフォンからも回答できるよ♪)

*地域福祉計画とは？

住民参加による地域の新たな支え合いの仕組みづくりを目指す計画です！

詳しくは大村市ホームページをご覧ください。

⇒大村市ホームページ> 健康・福祉・子育て>福祉>福祉政策>おおむら支え合いプラン

大村市 地域福祉計画

検索

QRコード



**回答をする前に
裏面をご確認ください。**

お問い合わせ

大村市役所 福祉保健部 福祉総務課

〒856-8686 大村市玖島1丁目25番地

電話 53-4111(内線604)

FAX 52-6930

メール fukushi@city.omura.nagasaki.jp

★ ご記入の前に…

- ◎ このアンケートは無記名ですので、お名前の記入は必要ありません。
- ◎ このアンケートの回答から個人を特定することはありません。
- ◎ 回答はご本人がお書きください。（ただし、やむを得ない場合の代筆は差し支えありません。）
- ◎ それぞれの質問への回答は、特に指示のない限り、あなたのお考えに最も近いものを選び、その番号に『○』をつけてください。
- ◎ 回答が『その他』のときは、その理由や内容を簡潔にご記入ください。
- ◎ 回答が済まれたら、お手数ですがアンケート用紙を同封の返信用封筒（切手不要）に入れて
令和2年3月27日 までにポストへご投函ください。

◎ このアンケートはインターネットからも回答ができます。下のQRコードをスマートフォン等で読み込むか、大村市ホームページにアクセスしてください。



※インターネットにて回答をされる場合は、郵送による回答は不要です。

⇒大村市ホームページ> 市政情報> 広報・広聴> 広聴> アンケート

- ◎ このアンケートは、15歳以上の市民のみなさまの中から無作為に3,000人を選び出しており、調査の目的以外には一切使用いたしません。

ご自身に関すること

問1 あなたの性別を教えてください。

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 男性 2. 女性

問2	あなたの年齢を教えてください。
----	-----------------

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 15～19歳 2. 20～29歳 3. 30～39歳 4. 40～49歳
5. 50～59歳 6. 60～69歳 7. 70歳以上

問3 あなたの住まいの地域(小学校区)を教えてください。

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 三浦小校区 2. 鈴田小校区 3. 大村小校区 4. 旭が丘小校区
5. 東大村小校区 6. 三城小校区 7. 西大村小校区 8. 放虎原小校区
9. 中央小校区 10. 竹松小校区 11. 富の原小校区 12. 萱瀬小校区
13. 黒木小校区 14. 福重小校区 15. 松原小校区

問4 あなたのお仕事を教えてください。

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 農林漁業 2. 自営の商工業・サービス業 3. 会社員、団体職員など
4. 自由業 5. 公務員 6. 専業主婦・主夫 7. パート・アルバイト
8. 学生 9. 無職 10. その他（ ）

問5 あなたの世帯構成を教えてください。

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 単身 2. 夫婦2人 3. 夫婦と子ども 4. 三世代以上の同居
5. 母と子ども 6. 父と子ども 7. その他（ ）

問6 あなたは大村市を住みやすいと感じていますか。

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 住みやすい
2. まあ住みやすい
3. どちらともいえない
4. やや住みにくい
5. 住みにくい

【  裏面に続きます】

**問 7 あなたは身の回りの環境についてどう感じていますか。**(それぞれの項目ごとに、あてはまるもの**1つ**に○をつけてください。)

区 分	満足	まあ満足	ふつう	やや不満	不満	分からない
1. 安心して赤ちゃんを産み育てられる環境	1	2	3	4	5	6
2. 子どもが元気に成長できる環境	1	2	3	4	5	6
3. 青少年が健全に育つ環境	1	2	3	4	5	6
4. 障がいがあっても安心して暮らせる環境	1	2	3	4	5	6
5. ご高齢の方がいきいき暮らせる環境	1	2	3	4	5	6
6. 住民が利用しやすい施設が整った環境	1	2	3	4	5	6
7. 働く場所に恵まれた環境	1	2	3	4	5	6
8. 日頃の買い物がしやすい環境	1	2	3	4	5	6
9. 目的地にスムーズに着ける交通環境	1	2	3	4	5	6
10. 急な病気やけがに対する救急医療の体制	1	2	3	4	5	6
11. 防犯に対する支援や体制	1	2	3	4	5	6
12. 防災に対する支援や体制	1	2	3	4	5	6

問 8 あなたは、福祉に関する必要な情報を主にどこから入手していますか。(あてはまるもの**すべて**に○をつけてください。)

- | | |
|-----------------------------------|--------------------------|
| 1. 市役所 | 17. 新聞・雑誌・テレビ・ラジオ |
| 2. 出張所・コミセン | 18. SNS（フェイスブック、ツイッターなど） |
| 3. 学校・保育所・幼稚園 | 19. 情報を入手する方法がわからない |
| 4. 市役所の広報誌 | 20. 情報を入手する必要がある |
| 5. 市役所のホームページ | 21. その他 |
| 6. 市社会福祉協議会 | () |
| 7. 市社会福祉協議会の広報誌 | |
| 8. 市社会福祉協議会のホームページ | |
| 9. 地区社会福祉協議会 | |
| 10. 地域包括支援センター | |
| 11. 福祉施設・事業所（ケアマネージャー・ホームヘルパーを含む） | |
| 12. 医療機関（保健師・訪問看護師を含む） | |
| 13. 民生委員・児童委員 | |
| 14. 家族・親族 | |
| 15. 友人・知人 | |
| 16. 町内会（回覧板を含む） | |

【  次のページに続きます】



問 9

あなたは、「地域」という言葉を聞いたとき、最初に思い浮かべる「地域」の範囲は次のどれになりますか。

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 隣り近所
2. 地元の「班」
3. 地元の町内会
4. 小学校区
5. 中学校区
6. 市内8地区（三浦・鈴田・大村・西大村・萱瀬・竹松・福重・松原）
7. 大村市内
8. その他（

問 10

あなたは今、隣り近所とどの程度お付き合いがありますか。

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 家族みたいに頻繁に行き来するくらいの付き合い
2. 簡単なことは気軽に頼み合えるくらいの付き合い
3. 顔を合わせると、世間話や情報交換など立ち話するくらいの付き合い
4. 顔を合わせると、あいさつをし合うくらいの付き合い
5. 町内会の集まりなどで顔を合わすくらいで、ほとんど話しをしたことがない
6. 顔もよくわからず、ほとんど付き合いがない



裏面に続きます



問 11 あなたは、近所やまちなかで困っている人を見かけたらどうしますか。

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

- | | | | |
|----------------|---|---|-----------------------|
| 1. 自らすすんで手助けする | } | ⇒ | 問 13 にすすんでください |
| 2. 求められたら手助けする | | | |
| 3. どうするかわからない | | | |
| 4. なにもしない | | ⇒ | 問 12 にすすんでください |

問 12 問11で「4. なにもしない」と回答されたのは、どんな理由ですか。

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 声をかけるのがはずかしいから
2. 断られていやな思いをしたくないから
3. なにをしてよいかわからないから
4. 面倒だから
5. 他人のことには関心がないから
6. その他 ()

問 13 あなたは、困ったときや不安を感じる時、誰に相談しますか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 配偶者
2. 親や兄弟姉妹
3. 友人や知人
4. 隣り近所の人
5. 民生委員児童委員
6. 町内会の役員
7. 医療機関 (保健師・訪問看護師を含む)
8. 福祉施設・事業所 (ケアマネージャー・ホームヘルパー含む)
9. 市役所 (出張所を含む)
10. 社会福祉協議会
11. その他 ()
12. 相談する相手がいない

【 ➡ 次のページに続きます 】

**問 14 あなたが、いま気にかかっていることで、手助けを求めるならどんなことですか。**

(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 子育てや介護など日常生活に関する身近な相談相手
2. 隣り近所や地域での声かけや見守り
3. 買い物、食事づくりなどの世話
4. 掃除、洗濯
5. 通院や外出のときなどの送迎
6. 金銭の受取りや支払い（銀行や郵便局での年金受領など）
7. 市役所などへの届出や連絡
8. 急病になったときの看病
9. 急病になったときの家族の世話
10. 急用のときの子どもの世話
11. ごみや資源物の分別、ごみ出し
12. 防災のための措置（火災警報器の取付け、家具の転倒防止など）
13. 災害のときの安否確認や避難誘導
14. その他（ ）

問 15 あなたが隣り近所や地域のなかで手助けできるとしたら、どんなことですか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 一人住まいのご高齢の方の話相手
2. 買い物や食事づくり
3. 掃除、洗濯の手伝い
4. 通院や外出のときなどの送迎
5. 金銭の受取りや支払いの代行
6. 市役所などへの届出や連絡の代行
7. 急病になったときの看病
8. 急病になったときの家族の世話
9. 急用のときの子どもの世話
10. ごみや資源物の分別、ごみ出し
11. 公園や道路などの清掃活動
12. 子どもの育成活動
13. 日頃の防災活動（火災警報器の取付け、家具の転倒防止など）
14. 災害のときの安否確認や避難誘導
15. その他（ ）



問 16

あなたは、地域の住民とのふれあいの役に立っている行事や活動は何だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 町内会での地域活動
2. 婦人会・老人会・子ども会・消防団などの地域活動
3. 保育園や児童館、学童保育の行事
4. 幼稚園や小・中学校等の行事
5. 商工会等の職業団体の活動
6. ボランティア活動
7. 趣味・教養文化などのグループ活動
8. スポーツ・レクリエーションなどの活動
9. 祭り・イベント等の協力や参加などの地域活動
10. 地区社会福祉協議会の活動
11. 特に役立っている活動はない
12. その他（

問 17

あなたのお住まいの地域には、どのような課題があると思いますか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 地域の交流（地域で話し合いができる場など）が少ない
2. 日頃の生活のなかで、身近な住民同士で気軽に助け合える関係がない
3. 災害時など、いざというときに身近な住民同士で助け合える関係がない
4. 町内会での地域活動が行われていない
5. 婦人会・老人会・子ども会・消防団などの地域活動が行われていない
6. 地域の祭り・イベント等に地域住民の協力や参加が積極的ではない
7. 生涯学習や生涯スポーツなど、日頃の健康づくりや生きがいづくりの活動がない
8. ボランティアや非営利組織（NPO）など、住民の自主的な活動がない
9. 身近なところで子育てに関する相談ができる場がない
10. 子ども会活動などを主とした健全育成への取組みが充分でない
11. 身近なところでご高齢の方が集まって交流できる機会がない
12. 身近な住民によるご高齢者世帯への声掛け、見守りができていない
13. 気軽に相談できる専門相談窓口がない
14. その他（

【  次のページに続きます】

**問 18 あなたは、地域生活においてどんなことが大切だとお考えですか。**

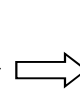
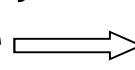
(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 人に頼らず、自分たちのことは自分たちでやるべきである
2. もっとも身近な隣り近所同士で助け合っていくべきである
3. 個人でどうしてもない部分は行政に担ってもらうべきである
4. 地域のなかで組織的にボランティア活動などをすすめるべきである
5. 地域全体で協力し、支えあう仕組みを作るべきである
6. すべてのことに関し、行政で対応する体制を整えるべきである
7. その他 (

問 19 あなたは今、地域活動に対し、どんな姿勢をお持ちですか。

(あてはまるもの1つに○をつけてください。)

1. 積極的に自らすすんで参加、協力する
2. 求められれば参加、協力する
3. 参加はするものの、あまり深入りはしたくない
4. 関心はあるが、なかなか参加、協力できない
5. ほとんど関心がなく、参加するつもりもない

**問 20** にすすんでください**問 22** にすすんでください**問 20 あなたが地域活動に参加、協力するうえで支障となっているのはどんなことですか。**

(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 仕事が忙しく自由な時間がとれない
2. 家事や子育てで忙しく時間がとれない
3. 家族の看病や介護で時間的にも体力的にも余裕がない
4. 家族の理解や協力が得られない
5. 人間関係がわずらわしい
6. 地域住民との接点がなく交友関係がない
7. 身体的なことなどで参加できる条件が整っていない
8. 地域活動に関する情報が伝わってこない
9. 活動に参加する人が少なく一人の負担が大きい
10. 自分が求める地域活動がない
11. 地域活動が行われていない
12. その他 (

**裏面に続きます**

問 21 あなたは、今後どのような地域活動に参加したいとお考えですか。

(それぞれの項目ごとに、あてはまるもの1つに○をつけてください。)

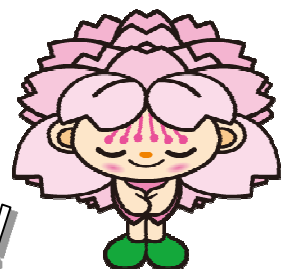
区 分	参加したい	まあ参加したい	どちらともいえない	あまり参加したくない	参加しない
1. 自分の楽しみが得られる活動	1	2	3	4	5
2. 自分の興味ある知識や教養が得られる活動	1	2	3	4	5
3. 自分の知識や経験を生かせる活動	1	2	3	4	5
4. 生きがいや健康づくりが満たされる活動	1	2	3	4	5
5. 余暇時間を充実させる活動	1	2	3	4	5
6. 仲間づくりや親しい友達をつくれる活動	1	2	3	4	5
7. 隣近所の人と協力し合える活動	1	2	3	4	5
8. 家庭生活を豊かにする家族ぐるみの活動	1	2	3	4	5
9. 地域や社会に役立つ活動	1	2	3	4	5
10. 行政への協力や地域自治に関わる活動	1	2	3	4	5
11. 隣近所の防犯に関する活動	1	2	3	4	5
12. 隣近所の防災に関する活動	1	2	3	4	5

問 22 あなたは、これからの地域生活でなにが大切だと思いますか。

(あてはまるものすべてに○をつけてください。)

1. 日頃の生活のなかで、身近な住民同士で気軽に助け合える関係づくり
2. 災害時など、いざというときに身近な住民同士で助け合える関係づくり
3. 生涯学習や生涯スポーツなど、日頃の健康づくりや生きがいづくり
4. ボランティアや非営利組織（NPO）など、住民の自主的な活動の育成
5. 身近なところで子育てに関する相談ができる場づくり
6. 子どもの頃からの体験的な福祉教育
7. 子ども会活動などを主とした健全育成への取り組み
8. 身近なところでご高齢の方が集まって過ごせる場づくり
9. 身近な住民によるご高齢者世帯への声掛け、見守り
10. 気軽に相談できる専門相談窓口の充実
11. その他（

あなたが地域のあり方について、日頃考えていること、思っていることを遠慮なくご記入ください。



ご協力ありがとうございました！

■ 資料1 大村市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

大村市地域福祉計画推進委員会 委員名簿

大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱第3条第2項各号に掲げる者

任期3年：令和元年10月1日～令和4年9月30日

番号	区 分 適用号	所 属 (役 職)	氏 名
1	学識経験者 第1号	長崎国際大学 人間社会学部社会福祉学科教授	サカモト 坂本 マサトシ 雅俊
2	学識経験者 第1号	長崎ウエスレヤン大学 社会福祉学科長（教授）	イワナガ 岩永 ヒデノリ 秀徳
3	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市民生委員児童委員協議会連合会 会 長	イヌツカ 犬束 ヨシアキ 義昭
4	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市身体障害者団体連合会 会 長	マツオ 松尾 ミツ トシ 光敏
5	社会福祉団体に所属する者 第2号	大村市社会福祉協議会 事 務 局 長	オオタ 太田 ヨシヒロ 義広
6	社会福祉団体に所属する者 第2号	鈴田地区社会福祉協議会 会 長	タゾエ 田添 キヨミ 清美
7	市民団体に所属する者 第3号	大村市町内会長会連合会 理 事	カワジリ 川尻 カズナガ 和長
8	関係行政機関の職員 第4号	大村消防署 予防設備課長兼設備指導係長	ワタナベ 渡邊 ヒロシ 博
9	公募による市民 第5号		クニミツ 国光 まどか
10	公募による市民 第5号		フルカワ 古川 サ チコ 佐智子
11	その他市長が必要と認める者 第6号	大村市ボランティア連絡協議会 会 長	リュウノ 龍野 コ ムツ子

■ 資料2 大村市地域福祉計画庁内検討委員会 委員名簿

大村市地域福祉計画庁内検討委員会 委員名簿

大村市地域福祉計画庁内検討委員会設置要領に掲げる者

番号	区分	役職	氏 名
1	委員長	副市長	ヨシノ 吉野 サトシ 哲
2	副委員長	福祉保健部長	カワシタ 川下 タカハル 隆治
3	委員	企画政策部長	ヤマシタ 山下 ケンイチロウ 健一郎
4	委員	総務部長	タナカ 田中 ヒロフミ 博文
5	委員	財政部長	クスモト 楠本 カズノリ 勝典
6	委員	市民環境部長	スギノ 杉野 ユキオ 幸夫
7	委員	こども未来部長	ヤマナカ 山中 コ さと子
8	委員	産業振興部長	タカトリ 高取 カズヤ 和也
9	委員	都市整備部長	マスダ 増田 マサハル 正治
10	委員	教育委員会次長	ヨシムラ 吉村 タケシ 武史
11	委員	上下水道局次長	ハラ 原 ケイイチロウ 慶一郎

■ 資料3 大村市地域福祉計画庁内専門部会・ワーキンググループ 名簿

□ 専門部会名簿

番号	区分	役職	氏名
1	部会長	福祉保健部長	カワシタ タカハル 川下 隆治
2	部会員	企画政策課長	イシヤマ ミツアキ 石山 光昭
3	部会員	安全対策課長	ハリヤマ タケシ 針山 健
4	部会員	財政課長	オオワタリ ヒロフミ 大渡 啓史
5	部会員	地域げんき課長	ナカムラ ヒロキ 中村 浩樹
6	部会員	こども政策課長	アカセ マサアキ 赤瀬 雅昭
7	部会員	商工振興課長	ウラヤマ ユウ 浦山 優
8	部会員	都市計画課長	コダマ タカユキ 児玉 隆行
9	部会員	教育総務課長	ミタケ カズ ヒロ 三岳 和裕
10	部会員	上下水道局業務課長	ヨコタ リョウイチ 横田 良一

□ ワーキンググループ名簿

番号	所属部	所属課	氏名
1	福祉保健部	国保けんこう課	下田 依子
2	福祉保健部	保護課	開 健一
3	福祉保健部	長寿介護課	長谷 智香
4	福祉保健部	地域包括支援センター	森 ふみ
5	福祉保健部	障がい福祉課	久家 聡
6	企画政策部	企画政策課	松尾 亮佑
7	総務部	安全対策課	田上 昂輝
8	市民環境部	地域げんき課	松本 亘宏
9	こども未来部	こども政策課	松尾 賢一
10	産業振興部	商工振興課	櫻田 俊紀
11	都市整備部	都市計画課	金原 剛蔵
12	教育委員会	教育総務課	一瀬 芙美香
13	上下水道局	業務課	山口 和也
14	福祉保健部	福祉総務課	事務局

■ 資料4 大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱

○大村市地域福祉計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大村市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定し、及び計画に定める施策を推進するため、大村市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、市長にその結果を報告する。

- (1) 計画の策定に関する事項
- (2) 計画の進捗状況の把握及び評価に関する事項
- (3) 計画の推進方策に関する提言及び助言
- (4) 計画の見直しに関する事項
- (5) その他地域福祉の推進のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉関係団体に所属する者
- (3) 市民団体に所属する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員（第4条ただし書の補欠委員は除く。）の委嘱の日以後、最初に開かれる委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員長がその会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開により行う。ただし、委員会の決議により公開しないことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この告示は、公表の日から施行する。

2 この告示の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

■ 資料5 大村市地域福祉計画庁内検討委員会設置要領

大村市地域福祉計画庁内検討委員会設置要領

(設置)

第1条 大村市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、大村市地域福祉計画庁内検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 計画策定のために必要な事項について協議を行うとともに、大村市地域福祉計画推進委員会からの提言に基づき素案を作成する。また、素案に対するパブリックコメントを経て最終案のとりまとめを行う。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、福祉保健部長をもって充てる。

4 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長を務める。

(専門部会)

第6条 計画と市が策定する各計画との整合性を専門的に調査研究するため、委員会に専門部会を置く。

2 専門部会は、前項の規定による調査研究の結果を検討委員会に報告する。

3 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

4 部会長は、福祉保健部長をもって充てる。

5 部会員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

6 部会長は、専門部会の会務を総理する。

7 専門部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(ワーキンググループ)

第7条 検討委員会における調査研究の資料を作成するため、検討委員会にワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、別表第3に掲げる課の職員のうちから、当該課の所属長の推薦により指名された者をもって組織する。

(関係者の出席)

第8条 検討委員会、専門部会及びワーキンググループは、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 検討委員会、専門部会及びワーキンググループの庶務は、福祉保健部福祉総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和 元年 8月26日から施行する。

(失効)

2 この要領は、令和 3年 3月31日限り、その効力を失う。

■ 資料5 大村市地域福祉計画庁内検討委員会設置要領

別表第1（第3条関係）

企画政策部長、総務部長、財政部長、市民環境部長、こども未来部長、産業振興部長、都市整備部長、教育委員会次長、上下水道局次長

別表第2（第6条関係）

企画政策課長、安全対策課長、財政課長、地域げんき課長、こども政策課長、商工振興課長、都市計画課長、教育総務課長、上下水道局業務課長

別表第3（第7条関係）

企画政策課、安全対策課、財政課、地域げんき課、国保けんこう課、保護課、長寿介護課、地域包括支援センター、障がい福祉課、こども政策課、商工振興課、都市計画課、教育総務課、上下水道局業務課